

和指第362号

平成28年(2016年)9月16日

各介護保険施設・事業所開設者様

和歌山市長 尾花正啓
(公印省略)

介護保険施設等における事故防止及び安全管理の徹底について(通知)

今般、市内の高齢者施設において、入浴後の介助中に入所者がストレッチャーから転落し、その後死亡するという事故が発生しました。本年8月には、高齢者施設において、入浴介助中に利用者が浴槽内でやけどを負い、その後死亡する事故が発生したばかりであり、「入浴介助における安全確保の徹底について」(平成28年8月5日付け和指第260号・和福高第751号通知)により、入浴介助時の安全確保に万全を期すようお願いしたところです。

各介護保険施設・事業所においては、利用者の入浴介助の際には、常に事故の危険性があり、たとえ短時間であっても介護者が目を離すと重大な事故につながるおそれが非常に大きいことを認識し、改めて周知徹底していただくようお願いします。

入浴介助を始めとする施設等の介護業務全般においては、定めているケアの手順(マニュアル)を再確認するとともに、必要に応じて見直しを行い、事故の未然防止に努めてください。また、その際、事故及びヒヤリハット等の分析を行い、施設等のリスク状況を把握するなどの取組みを行うとともに、従業者に対しては研修等を通じ、これらを周知するようお願いします。

さらに、事故発生時に各職員が速やかに行動できるよう、事故が発生した場合の対応方法(指針、マニュアル等)を定めておくとともに、事故の原因を解明し、事故の再発防止のための対策を講じるなどの対応をお願いします。

なお、市に報告すべき事故が発生した場合には、「介護保険事業者の事故発生時における報告取扱い要領(指導監査課ホームページに掲載)」に従い、速やかに報告していただくとともに、死亡に至った事故など生命等に係る緊急性・重大性の高いものについては、直ちに電話等により第一報の報告を行っていただくようお願いします。

(問合せ先)

和歌山市 指導監査課 電話 435-1319